

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第10回 2025年9月



マカオ特別行政区が移転価格施行細則を公布

概要：

マカオ特別行政区政府は2025年8月25日付で「移転価格施行細則」（第11/2025号行政法規、以下「施行細則」）を正式に公布した。「施行細則」の公布は、マカオ特別行政区の移転価格税制の更なる改善を示しており、マカオ特別行政区の租税法律制度の標準化及び透明性の向上に寄与するとともに、国際的租税回避防止制度との整合に向けて確かな一歩を踏み出した。当該細則の施行は、マカオ特別行政区の納税者とその多国籍関連者間の取引価格設定の取決め、移転価格コンプライアンス管理に直接的かつ広範な影響をもたらす。「施行細則」は2026年1月1日より正式に施行され、発効後にマカオ特別行政区の納税者が行われる関連者間取引に適用される。

背景

マカオ特別行政区政府は2024年12月16日付けで「『税務法典』の承認」法案（以下「税務法典」）に移転価格制度を導入し、移転価格の定義及び関連者間取引の原則を明確にし、マカオ特別行政区の納税者とその他の税務管轄地域に所在する関連者との取引は独立企業間原則に従わなければならないことを要求した。

「施行細則」は、独立企業間原則の適用、移転価格調整及び適用方法、関連者間取引文書（即ち移転価格コンプライアンス文書）の保管要件及び事前確認（以下「APA」）などの具体的な細則を含む、「税務法典」及び「所得補充税条例」における移転価格に関する規定をさらに明確化・具体化した。「施行細則」の公布は、マカオ特別行政区財政局及び納税者による関連者間取引のコンプライアンス申告の実施、移転価格算定方法の適用、関連者間取引の評価・調整、及びAPAの申請・交渉締結・監督管理などの業務に対する指導にとって重要な意義を有する。

一、関連者間取引の種類及び関連者の定義

「施行細則」はマカオ特別行政区の移転価格税制の適用範囲をさらに明確化し、かつ関連者間取引の種類及び関連関係の定義をさらに具体化した。

- **関連者間取引の種類：**「所得補充税条例」第43-A条では、移転価格税制はマカオ特別行政区の納税者とその他の税務管轄地域に所在する関連者との間の商業又は財務取引（即ち関連者間取引）に適用されることをさらに明確化した。具体的には、有形又は無形資産、権利又は役務を対象とする商業取引、財務取引（賃貸借、資金集中管理、ヘッジファンド、担保・保険などを含む）、企業再編又は組織再編取引（資産譲渡又は補償を含む）などが含まれる。マカオ特別行政区内の納税者間取引の取決めは移転価格税制の監督管理の対象外となる。
- **関連関係：**「所得補充税条例」第43-B条を踏まえて、関連関係の定義を満たす8つの状況を定義し、具体的には50%以上の持分比率又は議決権比率を直接的又は間接的に保有しているエンティティと個人、董事と経営陣の任命、配偶者又は直系血族、その他実質的な支配関係に関する具体的な要件などが含まれ、実務により詳細なガイドラインを提供した。関連関係の種類の詳細は本稿の添付資料をご参照ください。

二、移転価格分析プロセス及び調整方法に関する規定

「独立企業間原則」に基づき、「施行細則」は関連者間取引分析の原則及び移転価格算定方法の適用細則を補足し、比較対象取引、比較可能性分析及びその差異調整に対する具体的な要件を明確にした。また、「施行細則」は、財政局が納税者の関連者間取引の合理性を評価する際に適用すべき比較可能性分析プロセスを明確に示し、財政局が「間接評価方式」で納税者の課税標準の調整に関して詳細なガイドラインを提供した。加えて、「施行細則」は納税者のクロスボーダー関連者間取引における潜在的な二重課税問題の解決方法及び関連する申請手続も明確にした。

- **関連者間取引分析の原則：**関連者間取引は、独立企業間原則に基づいて1件ごとに分析する必要がある。2件以上の関連者間取引の包括的な分析は、1) 関連者間取引が密接に関連しており、または連続して行われているため、個別に分析すると機能と価値が損なわれる場合、2) 多大な費用がかかる場合、又は3) 比較対象取引がなく、取引価格の設定が困難な場合のみに適用される。
- **比較対象取引の定義：**独立企業間取引を「比較対象取引」として関連者間取引と比較検証する場合、下記の条件を満たさなければならない。1) 取引が実質的に同一であること（経済的特徴が類似し、又は酷似する）、2) 取引間又は取引に関与するエンティティ間の差異が、通常の市場環境において合意・受諾・実施する条項や条件に明らかな影響を及ぼさないこと（たとえ明らかな影響を及ぼす場合でも、効果的な調整により当該差異による影響を解消できる）。納税者は各取引の事実及び状況を分析することで、経済的特徴の差異による比較可能性指標への実質的な影響とその影響を解消するための必要な調整を特定する必要がある。
- **比較可能性分析及び比較可能性要因：**移転価格算定方法を決定する前に、納税者は比較可能性分析を行わなければならない。具体的には、関連者間取引の正確な定義、関連者間取引と非関連者間の比較対象取引の条項、条件及び関連する経済的特徴の識別・比較、かつ関連者間取引の実際の実施条項や条件に基づく比較可能性分析が含まれる。また、「施行細則」は比較可能性分析における主な検討要因を列挙した。具体的には、1) 取引対象であり、かつ取引価格に影響を及ぼす可能性のある資産、

権利又は役務の特徴、2) 取引エンティティが果たす機能、負担するリスク及び使用する資産の状況、3) 取引に関わる各当事者の責任、リスク及び利益配当方式を明示的又は黙示的に規定した契約条項や条件、4) 各当事者が事業を展開する市場の経済環境、5) 企業の通常な行為及び運営に影響を及ぼす可能性のある経営戦略、6) その他関連する重要な特徴（公的意思決定の影響、地域又はシナジー効果の優位性など）である。「施行細則」では、関連者間取引と独立企業間取引の実質的な差異を解消し、比較可能性分析の信頼性を高めるために、納税者に規則に従って比較可能性調整を行うよう要求した。

- **比較可能性分析プロセス及び最適な移転価格算定方法：**比較可能性分析プロセスは、取引当事者の事業背景（取引期間、事業背景、各取引当事者が果たす機能、負担するリスク及び使用する資産の状況などを含む）に対する幅広い分析を検討し、最適な移転価格算定方法を選定し、必要に応じて比較可能性調整を行う。「所得補充税条例」第43-E条に記載されている移転価格算定方法について、「施行細則」は各方法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、利益分割法、及び利益と経済活動発生及び価値創造の所在地との関係をより良く反映できるその他の移転価格算定方法など）の具体的な適用要件及びその計算式や財務指標を補足した。また、「施行細則」では、最適な移転価格算定方法とは、独立企業間取引において実現する条項や条件に対して最適かつ最も信頼性の高い見積りを提供でき、関連者間取引と独立企業間取引及び関連エンティティの比較において、最高品質かつ最大規模の比較可能性資料を提供することができる上、関連する比較可能性調整が最も少ない方法であると明確にした。

マカオ特別行政区財政局（以下「財政局」）は比較可能性分析を通じて納税者とその関連者との間で行われた関連者間取引が独立企業間原則に合致するか否かを検証する。独立企業間原則に合致しない場合、財政局は「所得補充税条例」第43-C.1条に従って、前述した移転価格算定方法を参照して「**間接評価方式**」で納税者の課税標準を調整することができる。

財政局の課税標準調整は下記2つの重要なルールに準拠している。

- 1) **四分位数統計方法及び中位数参考基準の適用：**直近3年間の比較対象取引の価格又は利益の平均値を基に、四分位数統計方法に基づいて中位数を選定する。関連者間取引の価格又は利益が当該中位数を下回る場合、中位数水準以上までに調整し、取引の価格設定が独立企業間取引の水準と一致することを確保する。
- 2) **年度帰属の調整：**年度を跨ぐ課税標準の混同を回避するため、課税標準調整結果は関連者間取引が影響する1つ又は複数の課税年度に計上する必要がある。

「施行細則」は、納税者のクロスボーダー関連者間取引における潜在的な二重課税問題に対して、2つの解決策及び関連する申請手続を提示した。

- 1) **関連調整体制：**マカオ特別行政区が既に他の税務管轄地域と二重課税回避協定又は取決めに締結した場合、財政局は納税者の関連者が所属する税務管轄地域の課税標準に応じて調整し、実際の取引事実と併せて、納税エンティティの課税標準を調整するか否かを決定することができる。
- 2) **相互協議（MAP）の申請：**国外税務機関が既に関連者の課税標準を調整し、又は調整手続を行うことを決定した場合、納税エンティティはマカオ特別行政区財政局に相互協議の開始を書面で申請することができる。申請には、納税エンティティ及び関連者の識別資料、取引事実の説明、関連する課税年度、関連する法規定の条項及び既に適用した紛争解決措置などの文書をすべて提出しなければならない。財政局は書面申請受領後30日以内に初期分析を完了し、同時に国外税務機関と意思疎通する。

三、関連者間取引の資料保管及び申告規定

「所得補充税条例」第43-D条を踏まえて、「施行細則」は年度関連者間取引文書の保管、保存及び提出に対してレベルごとに管理し、文書の保存期間及び提出要件を明確にした。年度関連者間取引総額及び取引の種類に基づき、納税者は種類別に文書を保管し、関連基準に達しない場合、一部の保管義務は免除される。

(一) 関連者間取引文書の作成基準

関連者間取引文書の作成基準及び内容の概要		
関連者間取引一覧表	申告基準	年度関連者間取引総額が 1000 万パタカに達する場合、納税者が財政局に年度所得補充税収益申告書を提出する際、関連者間取引一覧表を提出する必要がある。
	コアな内容	当該年度に関連者との間で行われた関連者間取引の種類及び金額 関連者の名称、所属税務管轄地域及び納税者番号
国別報告書	申告基準	多国籍企業グループの連結収益が 70 億パタカに達する
	コアな内容	多国籍企業グループの各事業の税務管轄地域における収益、利益、納税額に関する情報及び特定の営業活動指標
マスターファイル	保管基準	下記のいずれかの条件を満たす場合、マスターファイルを作成する必要がある。 年度関連者間取引総額が 10 億パタカを超える場合 当該年度においてクロスボーダー関連者間取引があり、かつ連結納税者の財務諸表の最終親会社所属企業グループがマスターファイルを作成している場合
	コアな内容	グループの組織構成の概要、グループの事業内容（事業利益を生み出す重要な要因、グループ収益に貢献する上位 5 つの製品又はサービスのサプライチェーンの概況、重要な役務取決め、グループ構成会社の価値への貢献度及び機能分析など）、無形資産取決め、グループの財務融資取決め、連結財務諸表などの情報 *注：ローカルファイルに含むべき具体的な内容は、マカオ特別行政区第 1/2020 号行政法規の要件をご参照ください。

関連者間取引文書の作成基準及び内容の概要		
ローカルファイル	保管基準	下記いずれかの条件を満たす場合、ローカルファイルを作成する必要がある。 有形資産譲渡額が 2 億パタカを超える場合 金融資産譲渡額が 1 億パタカを超える場合 無形資産譲渡額が 1 億パタカを超える場合 その他関連者間取引総額が 4,000 万パタカを超える場合
	コアな内容	企業の基本情報（事業部門構成、事業内容、主な競合企業など）、各種関連者間取引に関する情報（取引の背景、種類、金額、関連者など）、機能・リスク分析、移転価格算定方法の選定及び分析、財務資料など <i>*注：ローカルファイルに含むべき具体的な内容は、マカオ特別行政区第 1/2020 号行政法規の要件をご参照ください。</i>
その他保管文書	費用分担契約	費用分担契約に該当する場合、納税者は下記の文書や資料を用意する必要がある。 費用分担契約 費用分担契約を実施するために当事者間で締結されたその他の契約 各当事者の契約成果物の利用、支払額及び支払い方法
	グループ内役務	グループ内役務提供に該当する場合、納税者は下記の文書や資料を用意する必要がある。 役務に関する契約書及び合意書 グループ構成会社への集中的な役務提供に関するグループ全体方針 提供される役務の種類・内容、役務提供者と受入者、役務提供の場所 役務受入者の実際又は想定収益 役務提供の構成（例えば、中央役務エンティティ又はグループのその他のサービスエンティティ）

関連者間取引文書の作成基準及び内容の概要		
		総原価ベースを決定するための原価計算システム（特に間接費の配賦方法について） 利益配賦基準の設定方法、利益率の適用性に関する理由の説明 監査方針、伝票システム、グループ内の役務提供システム、決算期間と支払方法、及び予算と実際の原価の差異調整など

（二）保存期間及び提出要件

- 1) 準備期間及び言語要件：納税エンティティは、各会計年度終了後の9か月以内に、移転価格に係るすべての重要な書類を準備しなければならない。納税エンティティが提出した文書が公用語（中国語又はポルトガル語）のいずれかで作成されていない場合、財政局が原文の内容を直接理解できることを確認しない限り、訳文を添付する必要がある。財政局が企業に上記の関連者間取引資料の提供を要求した場合、企業は15日以内に提出する必要がある。
- 2) 保存期間：すべての関連者間取引資料は、会計年度終了後7年間保存する必要があり、その期間において資料の完全性と追跡可能性を確保しなければならない。企業の合併又は分割が発生した場合、合併/分割後の企業が保存義務を承継する。
- 3) 規定違反の結果：規定通りに資料の保存又は提出を行っていない場合、1万パタカ～10万パタカの罰金が科せられる可能性がある。故意に違反した場合、罰金は10万パタカ～20万パタカに増額される。

四、移転価格事前確認（以下「APA」）

マカオ特別行政区は「所得補充税条例」において初めてAPA制度を導入し、年間関連者間取引額が4千万パタカ以上の納税者は、将来年度の関連者間取引について財政局にAPAを申請し、締結することができる。

「施行細則」では、ユニラテラルAPAの申請及び実施手続きの詳細についてさらに説明しており、納税者は財政局とAPAを締結することにより将来の租税上の確実性を確保し、将来の移転価格調整リスクを軽減することができる。

（一）APAの適用範囲と期間

- 1) 適用対象取引：納税者が財政局とユニラテラルAPAを締結した場合に適用される。財政局は、依然として納税者のAPAの対象外となる関連者間取引に対して調整及び監査を行うことができる。
- 2) 期間設定：APAの有効期間は最長5年間である。納税者は、APA締結日の2課税年度前まで遡及適用を申請できるが、遡及適用年度の課税標準がまだ確定されていないことを確保する必要がある。

（二）申請プロセスと費用

- 協議プロセスは下記の3段階に分かれている。

- 申請段階：納税エンティティは財政局に申請を提出し、APAの適用予定年度、係る関連者と関連者間取引、納税者及びその所属グループの組織・管理体制、直近5年間の経営状況及び財務会計と監査報告書、係る関連者の機能・リスクの説明、使用する予定の移転価格算定方法、バリューチェーン分析、市場状況の説明、APA適用年度の事業規模、収益予測及び計画、国内外の業界関連法規定などを含む関連資料を添付して提出する必要がある。
 - 分析評価段階：財政局は、APAの対象となる関連者間取引の機能・リスク状況、比較対象取引と関連者間取引の資料、取引価格設定と計算方法、バリューチェーンへの貢献、取引価格又は利益水準指標、前提条件、APAの過年度への遡及適用の意向などの資料を分析する。
 - 協議・締結段階：APAの内容は、財政局と納税者が協議プロセスにおいて達成した合意に基づいて作成され、テキストには、APAの対象となる納税者とその関連者、適用対象年度、価格設定と計算方法、方法の適用及び計算基準に関連する用語の定義、前提条件及びその変更に関する通知義務、年次報告書の提出義務、APAの履行条項と要件、APAの有効期間及びAPAの変更と終了に至る事情などを明記する必要がある。
- 財政局は、納税エンティティが直近3年間に税務上の違反による罰金を科せられた場合、必要な取引資料を保存していない場合、又はその申請が独立企業間原則に準拠していない場合などに申請を却下する権限を有する。財政局は、納税者又はその関連者がAPAの分析と評価に必要なデータを提供しない場合、虚偽若しくは不完全なデータを提供した場合、又はその他の非協力的な事象がある場合にAPAの協議プロセスを一時停止若しくは終了することができる。納税者がAPAの協議プロセスの一時停止若しくは終了を求める場合、書面による申請書及び理由説明を財政局に提出する必要がある。
 - 費用基準：1件のAPA申請費用は取引総額の2%に応じて計算され、20万パタカを上限とする。財政局は、納税者が提出したAPA申請が独立企業間原則に準拠していると確認した場合、納税者に60日以内に費用を納付するよう通知する。一度納付された費用は返金されない。

(三) APAの実施と監督管理

- 1) 年次報告義務：納税者がAPAを締結した場合、対象となる関連者間取引のローカルファイルの作成が免除される。納税エンティティは、各課税年度終了後の7か月以内に、APAの実施状況に関する年次報告書を財政局に提出し、納税者の実際の経営状況、前提条件の有効性及び条項の履行状況を説明する必要がある。APAに影響を与える実質的な変更（取引パターンの調整、市場環境の重要な変動など）が発生した場合、変更が発生した後の30日以内にその影響度について書面による報告書を提出する必要がある。
- 2) 終了と更新：APAは有効期間の満了に伴い自動的に失効する。企業は、有効期間が満了する90日前から更新を申請することができ、最新の実施報告書及び将来年度の取引予測を提出する必要がある。納税エンティティが虚偽の資料を提出した場合、又はAPAの条項を履行していない場合、財政局はAPAを取り消し、移転価格調整規則に従って課税標準を再計算する権限を有する。

五、その他の特定取引に関する特別な考慮事項

「施行細則」では、費用分担契約、グループ内役務取決め、無形資産取引、事業再編、財務融資取引について、特別な考慮事項とガイドラインを提供しており、関連内容はOECD移転価格ガイドラインの基本原則と概ね一致している。このうち、一般的なグループ内役務取引及び無形資産取引について、関連規定の要点を下記の通りまとめた。

(一) グループ内役務の提供

- グループ内の関連者が提供する役務取引（総務、技術、財務若しくは商業的な活動を含む）は、独立企業間原則に準拠しなければならない。納税者は、当該関連者間役務が受益性の役務に該当し、かつ支払又は対価の授受が独立企業間原則に準拠していることを確保する必要がある。「施行細則」では、非受益性の役務として、1) 株主関連サービス、2) 繰り返し提供されるサービス、3) グループ傘下に置かれることにより付随的な収益を獲得する役務の3種類を挙げている。
- 関連者間役務によって生み出された利益の価値は、独立価格比準法又は原価基準法を用いて算定できる。役務提供側が得る利益率は、役務受入側が利用できる経済的代替案、役務活動の性質、効率と品質、グループにとっての役務活動の重要性及びその活動がもたらすメリットなどの要素を考慮する必要がある。役務提供側がグループに代わって第三者から役務を受け取る場合にのみ、役務提供側に支払われるサービス料の対価に利益率を含まなくてもよい。
- 役務価格を算定する際、直接法を用いる必要がある。即ち、各種役務の請負を個別に確定及び定量化できることを前提として、役務の種類ごとに具体的に料金を設定する。直接法を利用できない場合、間接法を用いる必要がある。即ち、適切な配賦基準に基づき、役務を受け入れる各構成会社に割り当てられる役務の価値に対応する割合を計算し、配賦する。配賦基準は、役務の性質と利用状況を合理的に反映する必要がある、特に販売量、粗利益率、人件費、生産・販売費用を考慮しなければならない。

(二) 無形資産取引

- 無形資産の定義の明確化：**「施行細則」では、関連者間取引に係る無形資産とは、活動に使用するために保有又は支配され、実質的な形態を持たず、かつその適用又は移転が非関連者間の取引で行われる場合、対価を支払う必要のある非金融資産であることを明確にしている。
- 経済活動と価値貢献との一致性原則の具体化：**無形資産に係る関連者間取引の独立企業間価格は、無形資産の開発、改良、維持、保護、利用（DEMPE）段階において各関連者が果たす機能、使用する資産、負担するリスクによって生み出される貢献に基づいて確定されるべきである。
- 契約要件の特定の強調：**無形資産の法的所有者に関連する法的要件と条項、及び各当事者の権利、義務、リスク負担を規定する契約条項を特定する。契約に定められた条項と関連エンティティの行動が一致しているかどうかを評価し、特に重大な経済リスクを負担するエンティティがリスク管理を実施し、DEMPEに関連するリスクを負担できる財務能力を有しているかどうかを評価する。
- 融資資金のみを提供する関連者への報酬の制限：**取引に関連するいかなる重大な経済リスクも負担・管理せず、融資資金のみを提供する関連者（無形資産権利者を含む）の場合、資金の提供に対して受け取る合理的な資本コストの報酬は、リスクフリーレート（財務能力を有していない場合、又は融資に関連する重大な経済リスクを管理していない場合）又は負担するリスクに応じて調整さ

れた金利（財務能力を有し、かつ融資に関連する重大な経済リスクを管理している場合）を超えてはならない。

KPMGの所見とご提案

昨年末に公布された「税務法典」を基に、「施行細則」ではマカオの移転価格法規についてより詳細かつ体系的な要件を規定している。マカオ特別行政区で事業を展開している、又は今後事業展開を予定している多国籍企業グループは、下記の移転価格関連事項に重点を置いて注目されるよう提案する。

- 企業は、将来の税務コンプライアンスに向けて確固たる基盤を築くため、早急にグループ内のマカオ特別行政区の子会社又は支店に係る移転価格の取決めを全面的に整理し、最新の法規定に基づき潜在的なリスクを特定し、2026年1月1日までに対応する最適化調整を完了させる必要がある。
- 企業は、マカオ特別行政区における関連者間取引の申告及び書類準備の要件に注目する必要がある。特に「施行細則」では関連者間取引要約表に関する新たな申告要件が追加され、マスターファイル及びローカルファイルの作成条件を詳細に規定している。企業の2026年及びそれ以降の関連者間取引額が一定の基準に達した場合、規定に従って関連者間取引の申告及び書類準備を適時に完了する必要がある。
- マカオ特別行政区の移転価格法規は、全体的に中国本土、香港特別行政区及びOECD移転価格ガイドラインの関連規定と要件を参照している。このうち、「施行細則」では、移転価格の比較可能性分析、グループ内役務取引、無形資産取引などの評価方法及びコンプライアンス要件について詳細な規定を設けている。マカオ特別行政区において関連する関連者間取引を行っている企業は、法規制におけるグループ内役務取引の真実性、受益性、合理性に関する特別な考慮事項と要件、並びに無形資産のDEMPE活動に関する機能リスクと利益リターンの価格設定との論理的関係に特に注目する必要がある。
- クロスボーダー関連者間取引の規模が大きく、かつ取引パターンが安定している企業は、将来の税務上の取決めに関する確実性を確保するために、マカオ財政局にAPAを申請し、協議を行う実現可能性を検討することができる。「施行細則」は現時点でユニラテラルAPAのみを導入しているものの、KPMGは、マカオ特別行政区が将来バイラテラルAPAメカニズムを実務に導入するかどうかを引き続き注目する。

以上を踏まえ、「施行細則」の公布は、マカオ特別行政区の移転価格税制の構築が新たな発展の段階に入ったことを示している。同細則は、「税務法典」における移転価格税制の具体的な要件を明確にし、国際税制との整合性を図ったのみならず、より良好な投資ビジネス環境及びより規範化・透明化された税務規制環境の構築に注力するマカオ特別行政区の意欲を示すものでもある。マカオ特別行政区財政局は、租税徴収管理実務において、中国本土及び香港特別行政区の税務機関と緊密にコミュニケーションし、密接に連携している。今回のマカオ特別行政区の移転価格税制の改訂と整備は、中国本土及び香港特別行政区の移転価格税制の政策と実施経験を十分に取り入れており、税制構築と租税徴収の連携などの面において、国家レベルの重要戦略である粵港澳大湾区の建設に積極的に取り組むマカオ特別行政区の姿勢を示している。

マカオ特別行政区の移転価格法規及び実務要件に関するご質問やご相談は、KPMGのプロフェッショナル

スタッフ又は機構までお気軽にお問い合わせください。ご期待に添えるよう専門的なサポートを提供してまいります。

添付資料：「施行細則」に明記された関連関係の判定ケース

番号	関連関係の判定ケース
1	一方又はその株主、又は当該株主の配偶者若しくは直系血族が、他方の持分若しくは議決権の50%以上を直接的若しくは間接的に保有している場合。
2	複数のエンティティの同一の株主、その配偶者若しくは直系血族が、共同で他方の持分若しくは議決権の50%以上を直接的若しくは間接的に保有している場合。
3	一方の半数以上の経営陣、董事若しくはマネージャーが他方により任命される場合、又は双方の半数以上の経営陣、董事若しくはマネージャーが同一の第三者により任命される場合。
4	一方の人員が、他方の経営陣、董事若しくはマネージャーと婚姻関係や直系血族の関係にあり、かつ双方がそれぞれのエンティティを実質的に支配している場合、当該人員は任命された者と同一の身分を持っているものと見なされる。
5	一方の経営活動が他方から付与されたフランチャイズがなければ正常に行えず、かつ持分若しくは議決権が50%未満であっても、両方の間に第1項又は第2項のいずれかの関係を有する場合。
6	一方が行う財産の売買又は役務の受入と提供などの経営活動が他方によって支配されている場合、即ち、後者が前者の財務及び経営方針を決定する権利を有し、かつその経営活動から利益を得ることができる場合。
7	一方の支配株主が単独で同社の資本金の過半数を占める場合、又は同氏が支配株主である他の会社若しくは準法人契約により関連する他の株主と共同で同社の資本金の過半数を占める場合、又は議決権の過半数を保有している場合、又は経営陣の過半数を選任する権利を有する自然人若しくは法人である場合。
8	一方が他方の直接的又は間接的な影響を受けることにより、両方の取引において合意、承認、実施される条項・要件が、非関連者の比較対象取引に適用される条項・要件と異なる場合。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Takahashi Hoshiyuki 高橋 星行

Partner パートナー

Email: hoshiyuki.takahashi@kpmg.com

Yang Sky 楊 佳枚

Partner パートナー

Email: sky.yang@kpmg.com

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong SAR Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/home/insights/2025/01/china-tax-alert.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website: <https://kpmg.com/cn/en/home/about/office-locations.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau SAR partnership, and KPMG, a Hong Kong SAR partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2025 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong SAR limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Chinese Mainland.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.